

千葉県打刃物連絡会 規約

(名称)

第1条 本会は、千葉県打刃物連絡会と称する。

(目的)

第2条 本会は、千葉県で伝統的な技術技法で刃物を製作する事業者が、互いに技術技法を研鑽し、継承発展させることにより、伝統ある千葉県鍛冶産業の振興をはかり、もって地域の産業・文化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 技術技法の継承及び品質の向上に関する事業
- (2) 販路の開拓に関する事業
- (3) 後継者の確保及び育成に関する事業
- (4) 原材料の確保及び研究に関する事業
- (5) 会員相互の親睦及び情報交換に関する事業
- (6) その他千葉県鍛冶産業の振興に必要な事業

(組織)

第4条 本会は、次に掲げるもの（以下「会員」という。）をもって組織する。

- (1) 千葉県に事業所を有し、伝統的な技術技法で刃物を製作している事業者
- (2) 上記の事業所に勤め、その事業所内で鍛冶技術を行使する者
- (3) 本会の目的に賛同し、活動に協力する者

(入会)

第5条 前回の規定に該当するものは、総会の承認を得て、本会に入会することができる。

(退会)

第6条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

(会費)

第7条 会員の年会費は5,000円とする。

- 2 会費は、毎年6月末日までに当該事業年度分を払い込むものとする。
- 3 6月末日以降に入会した会員は、入会時に払い込むものとする。

(役員等)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名

- 2 役員は、総会において選任する。
- 3 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。
- 4 顧問及び相談役は会長が委嘱する。

(任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

- 2 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員任期が満了しても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員業務)

第10条 役員等の業務は次のとおりとする。

- 2 会長は、会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐又は代行する。また、1名は会計を担当する。
- 4 顧問は、本会の運営について助言することができる。

(総会)

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、会計年度終了後3ヶ月以内に召集する。
- 3 臨時総会は、会長が認めたとき、又は会員総数の3分の1以上から会議の目的を示して請求があったときに召集する。

(総会議決事項)

第12条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約の改正
- (4) 役員就任
- (5) その他本会の運営上必要な事項及び本規約に定めのない事項

(議決)

- 第13条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 2 総会の議決は、出席会員の3分の2以上の同意をもって決する。
 - 3 書面による意思表示も総会に出席したものとみなす。また、委任状をもって他の会員に議決を委任することもできる。

(会計年度)

- 第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務所)

- 第15条 本会の事務所は会長の事業所内に置く。

附 則

1. この規約は、平成28年4月23日から施行する。
2. 改正規約（第7条会費の改正）は、平成30年4月8日から施行する。